

利用規則 Hotel Regulation

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款第12条に基づき下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。

この規則で、定められた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款第13条により、宿泊のご利用及びご継続をお断りさせていただきます。

記

- 1 喫煙の際は必ず決められた場所や灰皿設置のある場所で行って下さい。
- 2 火災等の避難経路である「非常口」をご確認ください。
- 3 ホテル内で、暖房用、炊事用の火器等は、ご使用にならないで下さい。
- 4 ホテル内に下記のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
 - (イ) 動物など、その他ペット類一般（但し身障者の補助犬は除く）
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの及び著しく大音量を発するもの
 - (ハ) 著しく多数量の物品
 - (ニ) 発火又は引火しやすい火薬類、油類又は危険性のある物品
 - (ホ) 所持を許可されていない銃砲、刀剣・覚せい剤・薬物の類
- 5 ホテル内で、他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、及びテレビやラジオの音量を大きくする等喧騒な行為は、なさないで下さい。
- 6 部屋着、スリッパで宿泊フロア以外の施設をご使用にならないで下さい。
- 7 外来客を客室内にお招きになったり、客室内の諸設備、物品などを使用させたりなさないで下さい。
- 8 ホテル内で、とばく又は風紀を乱すような行為はなさないで下さい。
- 9 ホテル内で、みだりに広告物の配布、掲示又は物品の販売等をなさないで下さい。
- 10 当ホテルの許可なく当ホテル内で写真撮影をすること、及び撮影した写真を営業上の目的で使用することはなさないで下さい。
- 11 暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求及びこれに類する行為、または同様の行為はなさないで下さい。
- 12 ホテル外から飲食物の出前をとらないで下さい。
- 13 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさないで下さい。
- 14 ホテル内の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途に使用なさないで下さい。
- 15 ホテル内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させること等、現状を変更するようなことは、なさないで下さい。
- 16 ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお置きにならないで下さい。
- 17 ホテル内のロビーなどに所持品を放置なさないで下さい。
- 18 ご宿泊に際し、現金、貴重品は、フロントにお預け下さい。
それ以外の場合の現金、貴重品の紛失、盗難につきましては、一切責任を負いません。
- 19 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他の物品を損傷、紛失又は汚染された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
- 20 当ホテルでの面会時間は、午後10時までとさせていただきます。
- 21 当ホテルの門限はございません。但し業務終了の午後10時から午前6時30分までの間は、緊急時以外、フロントへのお問い合わせは、ご遠慮願います。
- 22 地下駐車場の受付は、午後10時から午前7時までの間、クローズさせていただきます。
- 23 ご予定宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロント係員にご連絡下さい。
- 24 ご宿泊期間中に料金のお支払を請求申し上げた場合は、直ちにお支払下さい。
早朝のチェックアウトのお客様には、前夜にご清算いただきますので、ご了承下さい。
- 25 ご宿泊期間の延長を希望される場合は、すでに経過した期間の料金をお支払い下さい。
- 26 当ホテル内のレストランなどをご署名でご利用される場合は、必ず客室の鍵又は宿泊カードをご提示下さい。

宿泊約款 GENERAL ACCOMMODATION CONDITION

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 申込者・宿泊者等が暴力団等の反社会的団体およびその構成員であるとき。
- (4) 身障者の補助犬以外の動物・鳥などのペット類を持込まれるとき。
- (5) 火薬・揮発油・その他発火または引火性のもの等を持込まれるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (10) 泥酔又は言動が著しく異常であって、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (11) 身体衣服が著しく不潔で他の宿泊者に不快の念を抱かせると認められるとき。
- (12) 未成年者が保護を必要とする状況にあると認められるとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だち宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍、職業及び住所
- (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項

(予約の解除)

第4条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第12号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 予約金の支払いを請求した場合において、宿泊者の責に帰すべき理由により、期限までにその支払いがないとき。
- ② 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第5条 ご宿泊の際は、宿泊日当日、宿泊者ご本人により当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項
 - (2) 外国人にあつては、旅券番号及び国籍
 - (3) 出発日及び出発時刻
 - (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項
- ② 組合員料金等の適用者については、証明書の提示を求めることがあります。

(キャンセル)

第6条 当ホテルは、お客様の都合により宿泊予約を解除する場合には、次に掲げるとおり、キャンセル料を申し受けます。

- ① 全室取り消し
 - (1) 宿泊日より60日～30日まで …… 宿泊見積金額の10%
 - (2) 宿泊日より29日～7日まで …… 宿泊見積金額の50%
 - (3) 宿泊日より6日～当日まで …… 宿泊見積金額の100%
(税金・サービス料を除く)

② 一部人員減変更取り消し

- (1) 宿泊日より29日～10日まで …… お一人様宿泊料の30%
(但し全体人数の50%以上の場合)
- (2) 宿泊日より9日～3日まで …… お一人様宿泊料の50%
(但し全体人数の50%以上の場合)
- (3) 宿泊日より2日～当日まで …… 宿泊料の100%
(税金・サービス料を除く)

(チェックアウトタイム)

第7条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時間（チェックアウトタイム）は、午前10時とします。

- ② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- 1時間につき利用人員に係る1人当たり基本料金の10%

(門 限)

第8条 当ホテルの門限はございません。

(料 金)

第9条 当ホテルは、次に掲げるとおり料金を申し受けます。

- (1) 当ホテルが定めた料金に奉仕料を加算した料金とする。
- (2) 子供料金は、小学生以下の宿泊者に限る。
- (3) 小学生未満の者で、寝具を使用しない者は無料とする。

(料金の支払い)

第10条 料金の支払は、現金、指定のクレジットカード又は当ホテルが認めた宿泊利用券により、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したときに当ホテルのフロントにおいて行なうことができます。

- ② 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合又は門限までに帰館しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(宿泊利用券)

第11条 宿泊利用券の取扱いについては、当ホテルで定めた扱いとします。

(利用規則の遵守)

第12条 宿泊者は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

- ② 当ホテルの施設及び什器、備品を破損又は紛失された場合には、相当額を弁償していただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第13条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第12号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第14条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なった時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

(コンピューター通信利用に関する免責事項)

第15条 コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(個人情報に関して)

第16条 (1) 宿泊契約に伴い宿泊客から開示いただきました個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理いたします。

(2) 宿泊客の個人情報は、当ホテル並びに関連ホテル等の情報をご案内する際、使用する場合があります。